

資料編

1	日立市子ども・子育て支援計画ひたち子どもプラン 2015 策定の経過.....	99
2	国、茨城県及び日立市における子どもに関する取組	100
3	日立市子ども・子育て会議について.....	101
4	日立市子ども・子育て支援計画策定庁内連絡会議委員名簿	105
5	日立市子育て支援に関するアンケートの結果について	106
6	パブリックコメント（計画素案に対する意見の募集）.....	119
7	用語の説明.....	120
8	子ども・子育て支援法 ― 抜粋 ―	121
9	ライフステージ別 子育て支援事業一覧.....	143

1

日立市子ども・子育て支援計画ひたち子どもプラン2015策定の経過

年月日	日立市子ども・子育て会議	関係会議、調査等
【平成25年度】		
平成25年8月	平成25年度 第1回会議 子ども・子育て支援新制度の概要、計画策定、少子化対策・子育て支援事業の現状について	
平成25年10月	平成25年度 第2回会議 計画のイメージ、アンケート調査実施について	
平成25年11月		子育て支援に関するアンケート調査実施
平成26年2月	平成25年度 第3回会議 アンケート調査結果、教育・保育提供区域の設定について、教育・保育の量の見込み 幼児施設設置協議部会平成25年度第1回会議 幼児施設の収容定員の変更について	
【平成26年度】		
平成26年5月		第1回子ども・子育て支援計画策定庁内連絡会議
平成26年7月	平成26年度 第1回会議 計画骨子案、量の見込み・確保方策、新制度関連条例の制定について	第2回子ども・子育て支援計画策定庁内連絡会議
平成26年8月	平成26年度 第2回会議 量の見込み・確保方策、教育・保育施設に係る利用定員について	第3回子ども・子育て支援計画策定庁内連絡会議
平成26年9月	幼児施設設置協議部会平成26年度 第1回会議 幼児施設の認可定員及び利用定員の設定及び変更について	
平成26年10月	平成26年度 第3回会議 計画素案について	第4回子ども・子育て支援計画策定庁内連絡会議
平成26年11月	平成26年度 第4回会議 計画素案、計画素案に対する意見の募集（パブリックコメント）について	第5回子ども・子育て支援計画策定庁内連絡会議
平成26年12月～27年1月		計画素案に対する意見の募集
平成27年1月		第6回子ども・子育て支援計画策定庁内連絡会議
平成27年2月	平成26年度 第5回会議 計画素案に対するパブリックコメントの結果、計画案について	
平成27年3月	日立市子ども・子育て支援計画ひたち子どもプラン2015策定	

2

国、茨城県及び日立市における子どもに関する取組

年	国	茨城県	日立市
平成7年 (1995年)	エンゼルプラン (平成7年度～11年度)		
平成9年 (1997年)		大好きいばらきエンゼルプラン (平成9年度～平成12年度)	
平成10年 (1998年)			○日立市児童育成計画 ひたち子どもプラン (平成10年度～平成13年度)
平成11年 (1999年)	少子化対策基本方針		
平成12年 (2000年)	新エンゼルプラン (平成12年度～16年度)		
平成13年 (2001年)	待機児童ゼロ作戦	大好きいばらきエンゼルプラン21 (平成13年度～平成16年度)	☆少子化に関するアンケート調査実施
平成14年 (2002年)	少子化対策プラスワン		○日立市少子化対策計画 ひたち子どもプラン21 (平成14年度～平成22年度)
平成15年 (2003年)	少子化対策基本法 次世代育成支援対策推進法		
平成16年 (2004年)	少子化対策大綱		☆子育て支援に関するアンケート調査実施
平成17年 (2005年)	子ども・子育て応援プラン (平成17年度～21年度)	大好きいばらき新エンゼルプラン21 (平成17年度～平成21年度)	○ひたち子どもプラン21 推進行動計画 (平成17年度～平成21年度)
平成20年 (2008年)			☆少子化対策・子育て支援に関するアンケート調査実施
平成22年 (2010年)	子ども・子育てビジョン (平成22年度～26年度)	大好きいばらき新エンゼルプラン21 後期計画 (平成22年度～平成26年度)	○日立市少子化対策計画 新ひたち子どもプラン21 (平成22年度～平成26年度)
平成23年 (2011年)			
平成24年 (2012年)	子ども・子育て支援法		
平成25年 (2013年)	少子化危機突破のための緊急対策		日立市における幼児施設のあり方について（提言） ☆子育て支援に関するアンケート調査実施
平成26年 (2014年)	次世代育成支援対策推進法延長		
平成27年 (2015年)		大好きいばらき 次世代育成プラン (平成27年度～平成37年度) (前期：平成27年度～平成31年度)	日立市子ども・子育て支援計画 ひたち子どもプラン2015 (平成27年度～平成31年度)

(1) 日立市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第14号）**(設置)**

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、日立市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、市長の諮問に応じ、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理する。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する委員25人以内をもって組織する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認めた者

(任期)

第4条 子ども・子育て会議の委員の任期は、2年とする。ただし、欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 子ども・子育て会議は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則**(施行期日)**

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 日立市子ども・子育て会議専門部会設置規則（平成26年規則第3号）**(設置)**

第1条 日立市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第14号）第7条の規定に基づき、日立市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）に専門部会を置く。

(名称及び所掌事項)

第2条 専門部会の名称及び所掌事項は、次のとおりとする。

名称	所掌事項
幼児施設設置協議部会	(1) 幼児施設（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園及び児童福祉法第39条第1項に規定する保育所）の設置又は収容定員の変更に係る審議又は調査に関すること。 (2) その他子ども・子育て会議の会長が適当と認めること。

(組織)

第3条 専門部会は、子ども子育て会議の会長が指名する子ども子育て会議の委員をもって組織する。

(部会長及び副部会長)

第4条 専門部に部会長及び副部会長を置き、当該専門部に属する委員の互選によりこれを定める。

2 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 専門部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

2 専門部会の会議は、当該専門部に属する委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 専門部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 専門部会は、第2条に規定する審議又は調査を行うために必要があるときは、当該専門部に属する委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 専門部会の庶務は保健福祉部において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、子ども子育て会議の会長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(3) 委員名簿

ア 日立市子ども・子育て会議

敬称略、順不同

氏名	所属	備考
関 正克	公募委員	(1) 子どもの保護者
細川 美波	公募委員	(1) 子どもの保護者
鈴木 真美	公募委員	(1) 子どもの保護者
田山 忍	日立商工会議所	(2) 事業主を代表する者
水出 浩司	(株)日立製作所日立事業所	(2) 事業主を代表する者
小坂 祐之	日立市勤労者協議会	(3) 労働者を代表する者
内山 茂身 (大和田 進)	(福)日立市社会福祉協議会	(4) 事業者：子育て支援事業
武士 一枝	(一社) ライフ・ケア・ひたち	(4) 事業者：子育て支援事業
黒沢 悦子	放課後児童クラブ	(4) 事業者：子育て支援事業
小野 芳樹	日立市私立幼稚園連合会	(4) 事業者：施設
佐藤 孝守	日立市民間保育協議会	(4) 事業者：施設
小濱 守宏	ひたち私設保育園連絡協議会	(4) 事業者：施設
小室 邦治	日立市立幼稚園長会	(4) 事業者：施設
豊田 広美	日立市立保育園	(4) 事業者：施設
江尻 桂子	茨城キリスト教大学	会長 (5) 学識経験者
鈴木 裕子	日立市連合民生委員児童委員協議会	(6) その他：社会福祉団体
西村 ミチ江	日立市コミュニティ推進協議会	副会長 (6) その他：市民団体
菊地 正広	(一社) 茨城県日立市医師会	(6) その他：保健・医療関係団体
水庭 由美子 (糸井 由紀子)	日立助産師会	(6) その他：保健・医療関係団体
河合 恭子	日立市学校長会	(6) その他：教育関係団体
鈴木 美奈子	日立市立小・中学校PTA連合会	(6) その他：教育関係団体
伊藤 智毅	日立市議会議員	(6) その他：市議会
三代 勝也	日立市議会議員	(6) その他：市議会
吉原 昌志	日立市保健福祉部	(6) その他：行政機関
作間 忍	日立市教育委員会	(6) その他：行政機関

※ 氏名の () 書きは前任者

※ 任期 平成25年8月1日から平成27年7月31日まで

イ 幼児施設設置協議部会

敬称略、順不同

氏名	所属	備考
小坂 祐之	日立市勤労者協議会	
内山 茂身 (大和田 進)	(福) 日立市社会福祉協議会	
小野 芳樹	日立市私立幼稚園連合会	
佐藤 孝守	日立市民間保育協議会	
小濱 守宏	ひたち私設保育園連絡協議会	
小室 邦治	日立市立幼稚園長会	
豊田 広美	日立市立保育園	
鈴木 裕子	日立市連合民生委員児童委員協議会	
西村 ミチ江	日立市コミュニティ推進協議会	
河合 恭子	日立市学校長会	副部長
伊藤 智毅	日立市議会議員	部長
三代 勝也	日立市議会議員	

※ 氏名の () 書きは前任者

※ 任期 平成26年2月18日から平成27年7月31日まで

5

日立市子育て支援に関するアンケートの結果について

(1) 調査の概要

ア 調査の内容

(ア) 就学前児童調査

本市の子育て家庭の現状と保護者のニーズを把握するため、国の基本指針等に基づく内容に、市の独自の質問を加えて就学前児童のいる家庭を対象としたアンケート調査を実施した。

(イ) 小学生調査

小学生の現状と、放課後児童クラブ等のニーズを把握するため、小学生のいる家庭を対象とし、市独自にアンケート調査を実施した。

イ 調査の種類

調査名	調査対象	抽出方法
(1) 就学前児童調査	就学前児童の保護者	0歳～5歳児(平成25年4月1日現在)を、地域・年齢ごとに住民基本台帳から無作為抽出
(2) 小学生調査 (市独自調査)	市内の公立小学校に通う児童の保護者	各学校1年生～6年生のクラスから任意にクラスを抽出

ウ 調査方法と回収状況

調査期間：平成25年11月～12月

調査名	調査方法	発送数	有効回収数	有効回収率	前回調査の回収率
(1) 就学前児童調査	郵送配布 一郵送回収	4,200	2,289	54.5%	48.1%
(2) 小学生調査	学校配布 一学校回収	3,002	2,875	95.8%	91.6%

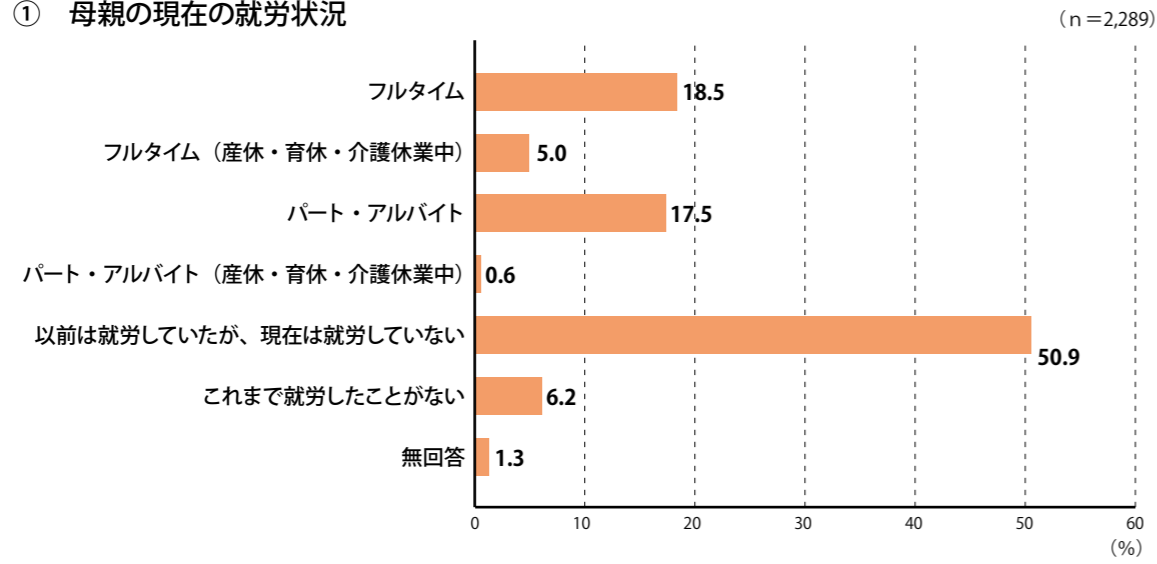
4

日立市子ども・子育て支援計画策定庁内連絡会議委員名簿

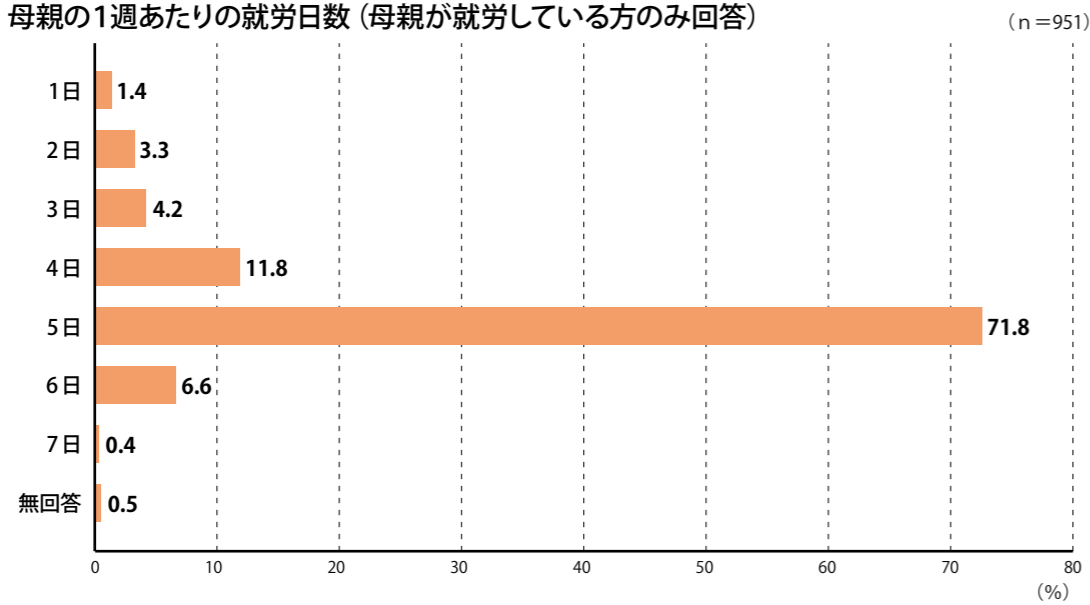
氏名	所属	備考
作間 忍	教育部長	
窪田 康德	教育委員会総務課長	
大沢 靖司	教育研究所長	
吉原 昌志	保健福祉部長	会長
渡邊 好章	障害福祉課長	
畑山 一美	健康づくり推進課長	
鈴木 透	子ども局長兼子ども福祉課長	副会長
岡見 安美	子ども局子ども施設課長	
鈴木 さつき	子ども局子ども・子育て新制度担当課長	

(2) 就学前児童調査結果の概要

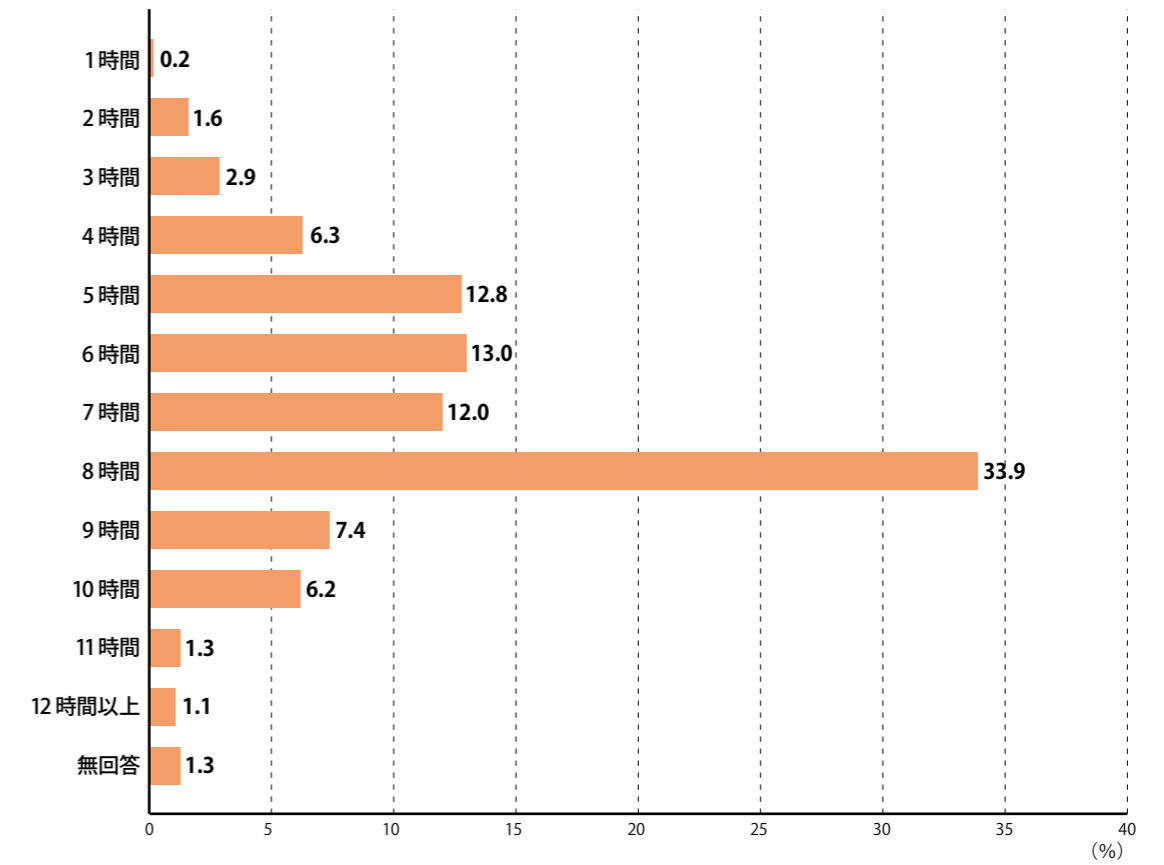
① 母親の現在の就労状況



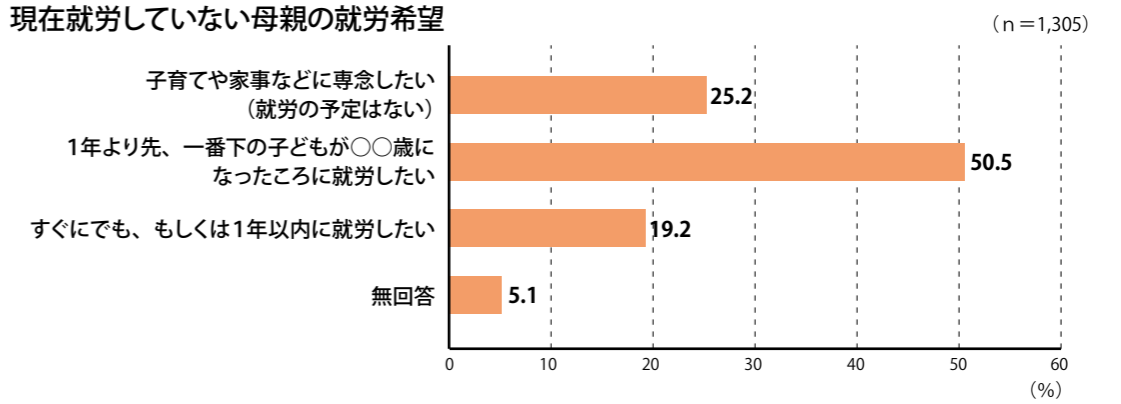
② 母親の1週あたりの就労日数 (母親が就労している方のみ回答)



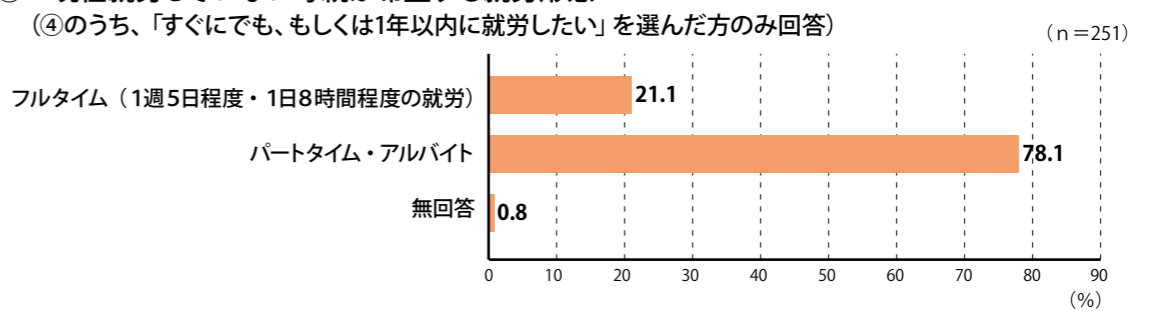
③ 母親の1日あたりの就労時間 (残業時間を含む) (母親が就労している方のみ回答) (n=951)



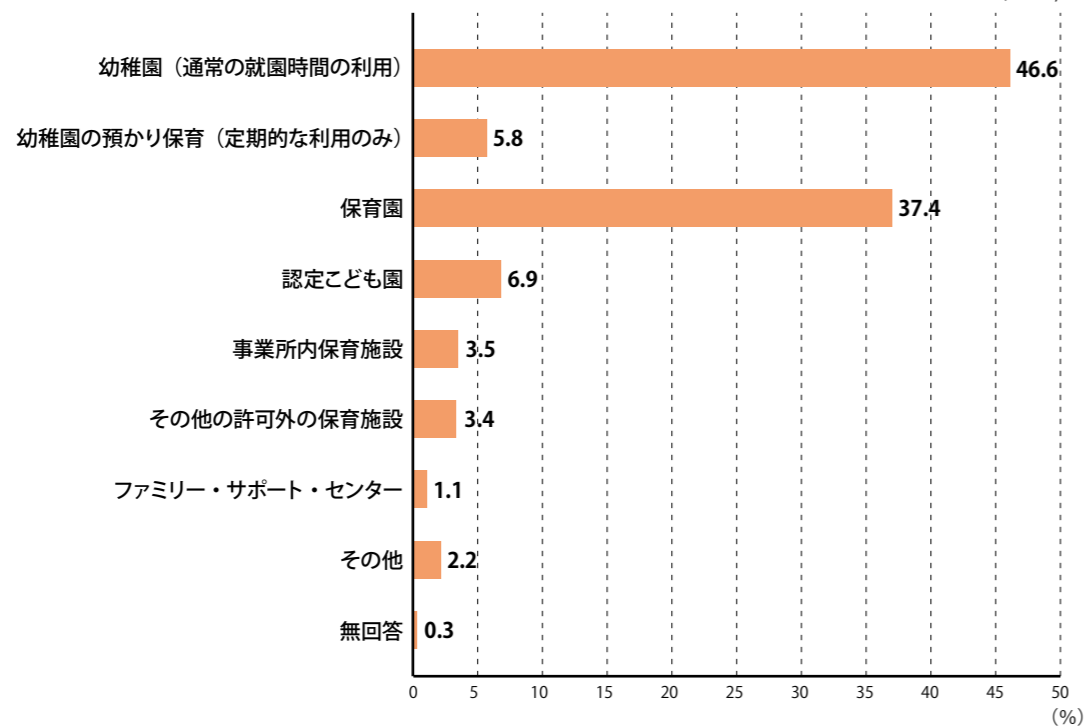
④ 現在就労していない母親の就労希望



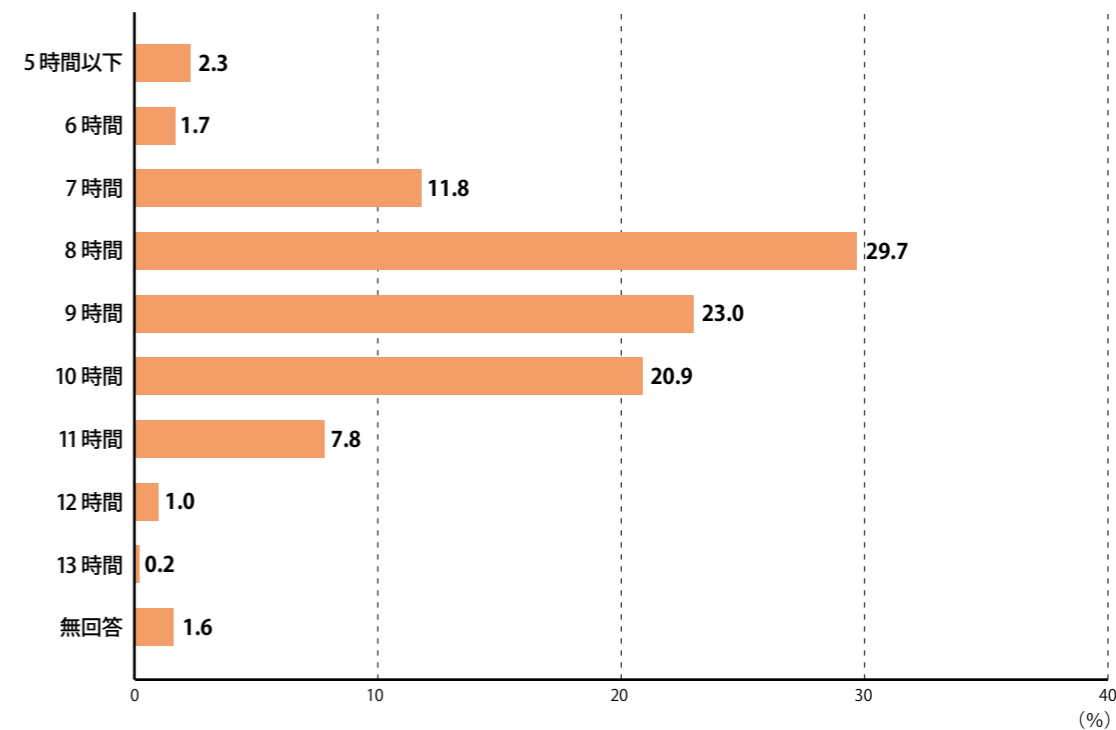
⑤ 現在就労していない母親が希望する就労形態



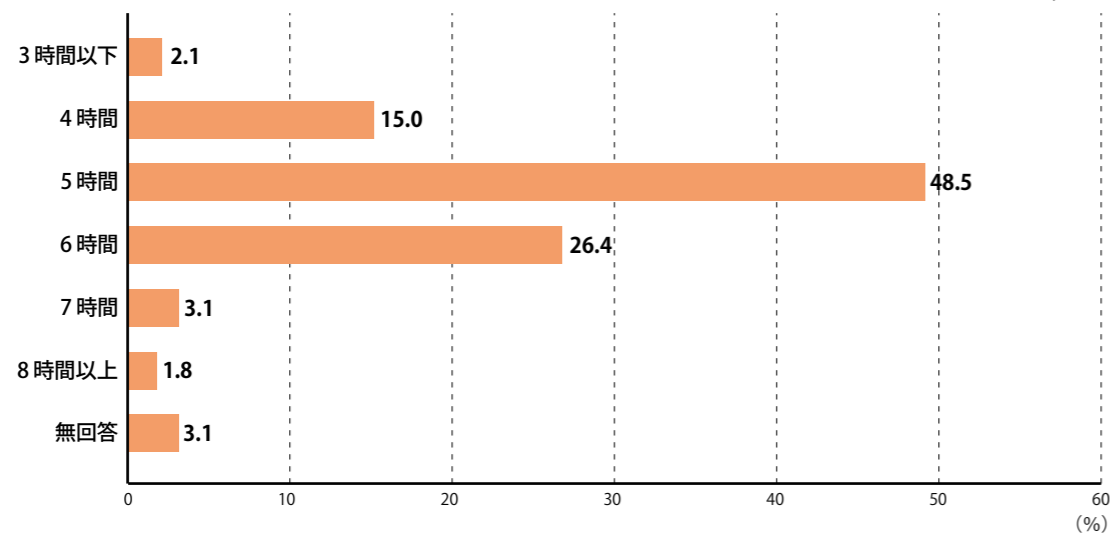
⑥ 現在利用している教育・保育の種類（複数回答） (n=1,406)



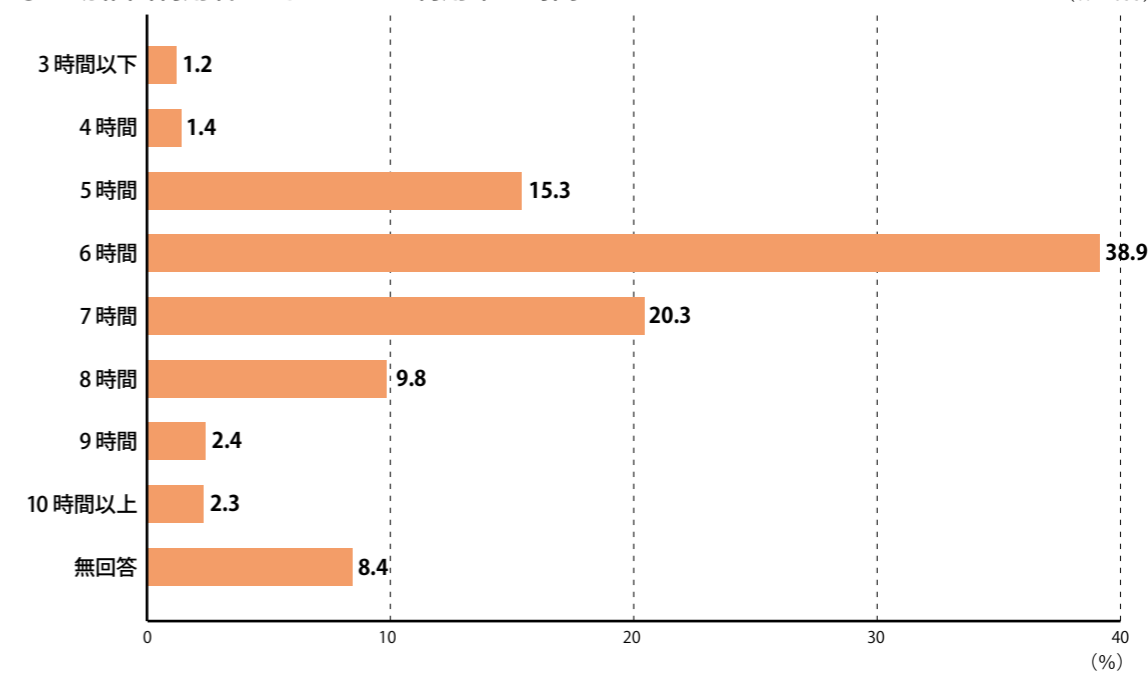
⑧ 保育園利用者の1日あたりの利用時間 (n=526)



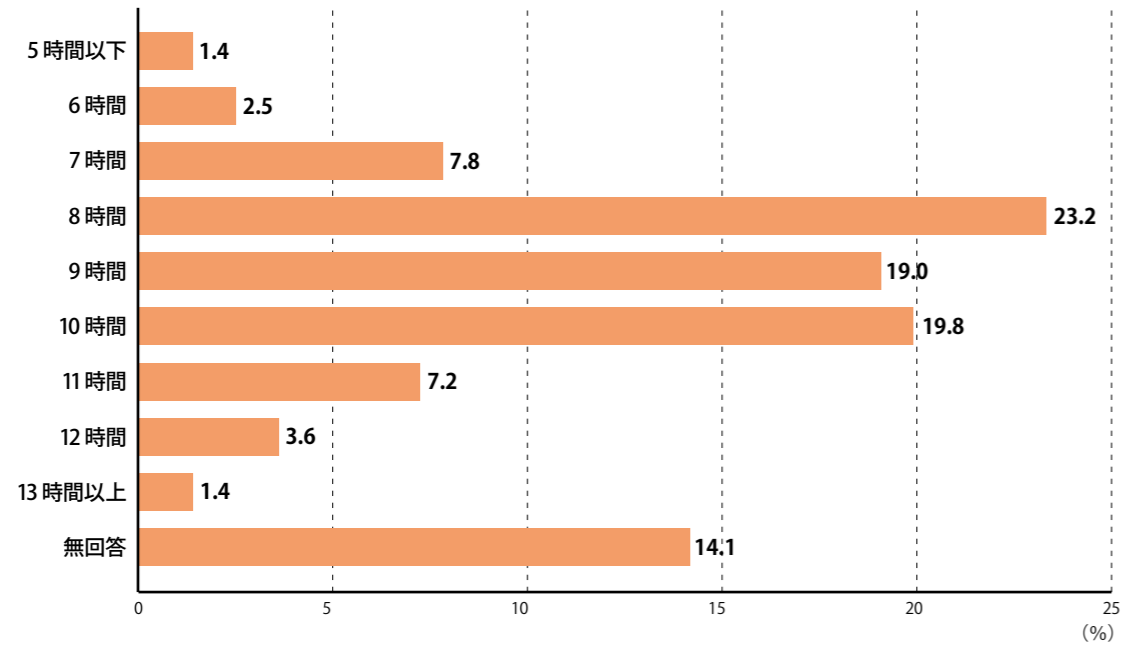
⑦ 幼稚園利用者の1日あたりの利用時間 (n=655)



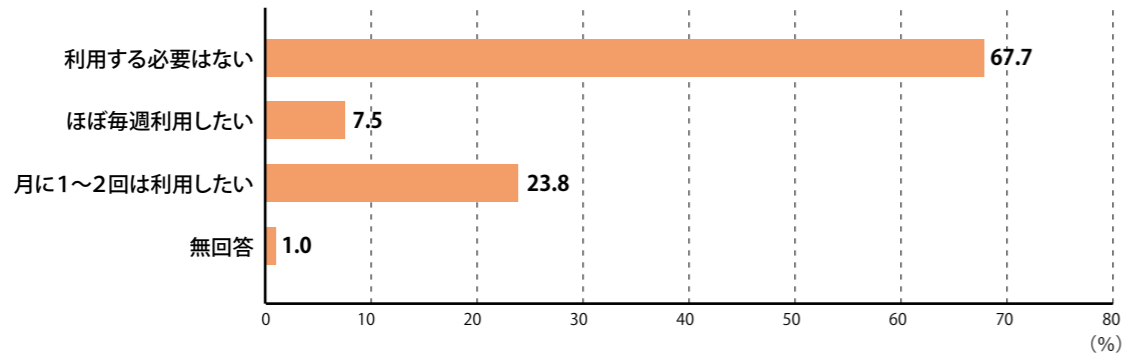
⑨ 幼稚園利用者の1日あたりの利用希望時間 (n=655)



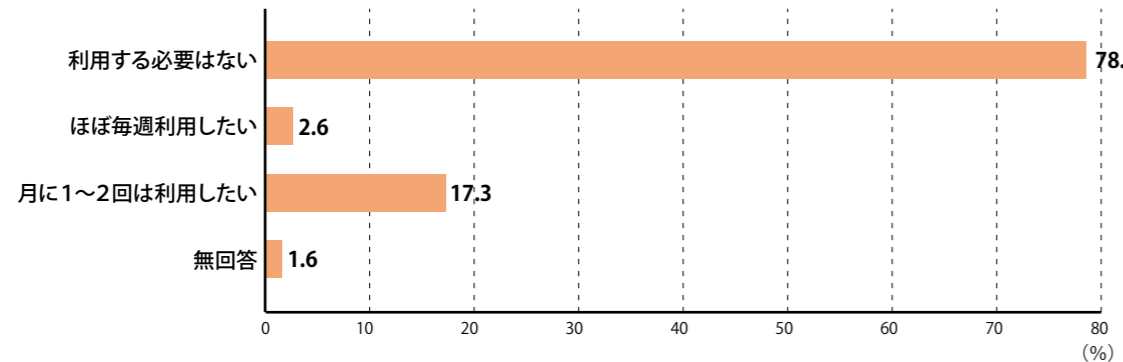
⑩ 保育園利用者の1日あたりの利用希望時間 (n=526)



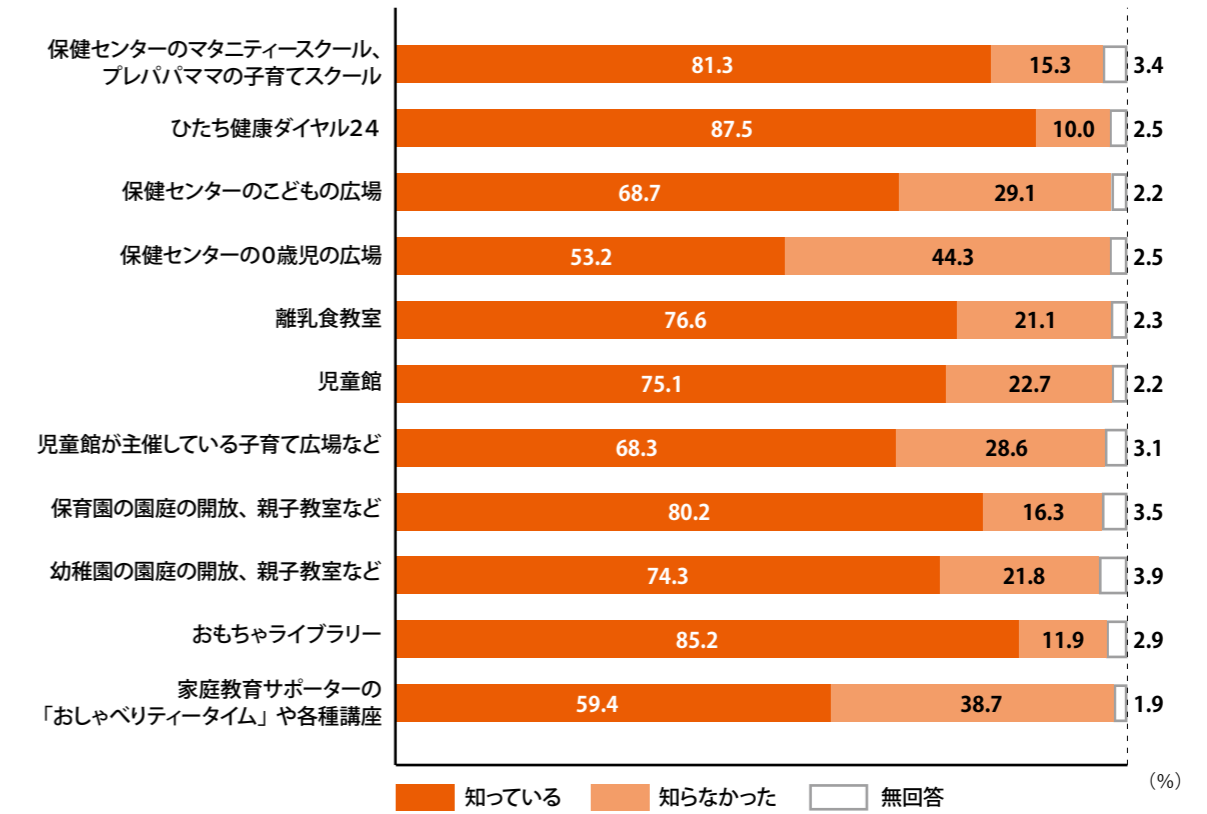
⑪ 土曜日の教育・保育の利用希望 (一時的な利用は除く) (n=2,289)



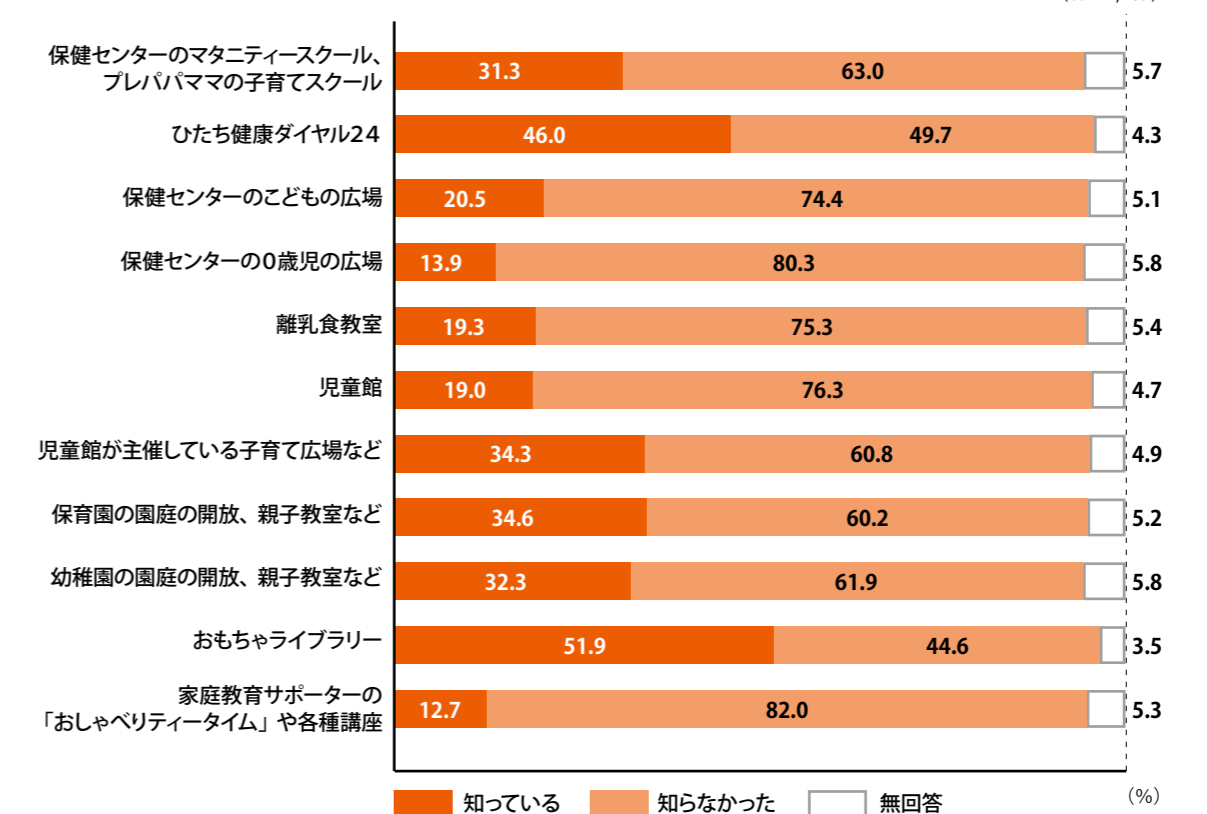
⑫ 日曜日・祝日の教育・保育利用希望 (一時的な利用は除く) (n=2,289)



⑬ 子育て支援事業の認知度 (n=2,289)

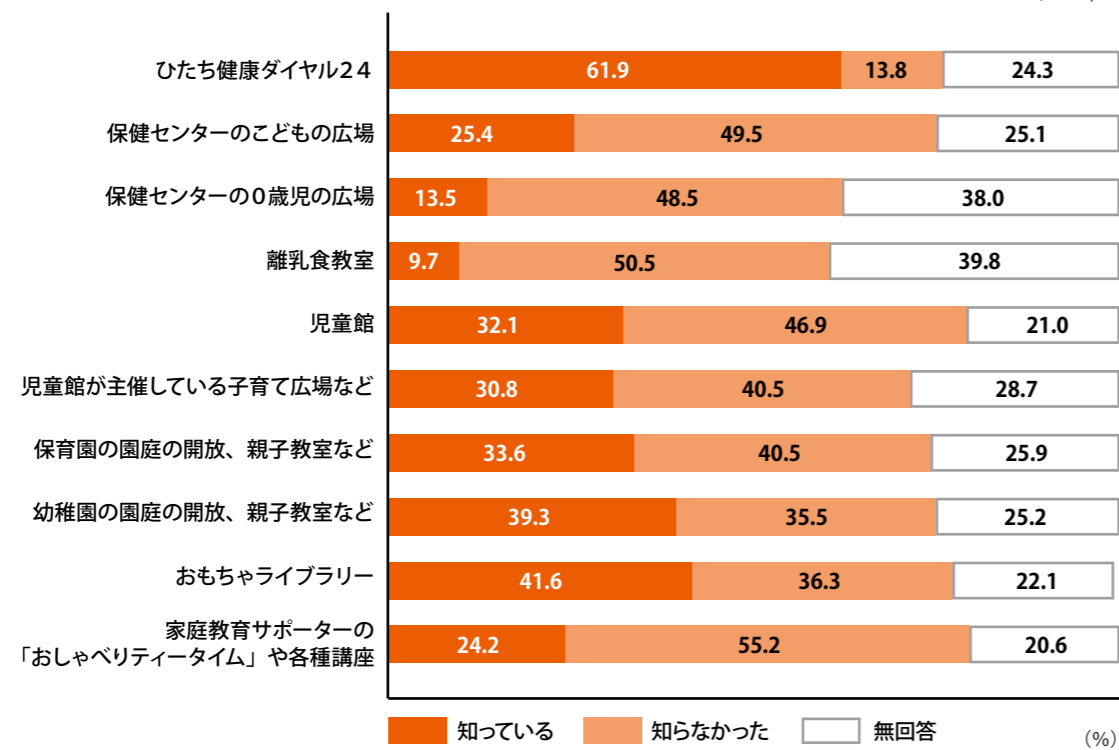


⑭ 子育て支援事業の利用経験 (n=2,289)



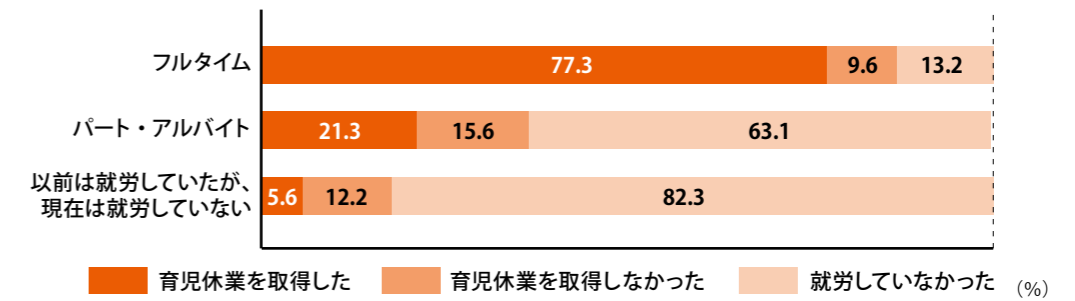
⑮ 子育て支援事業の今後の利用希望

(n=2,289)



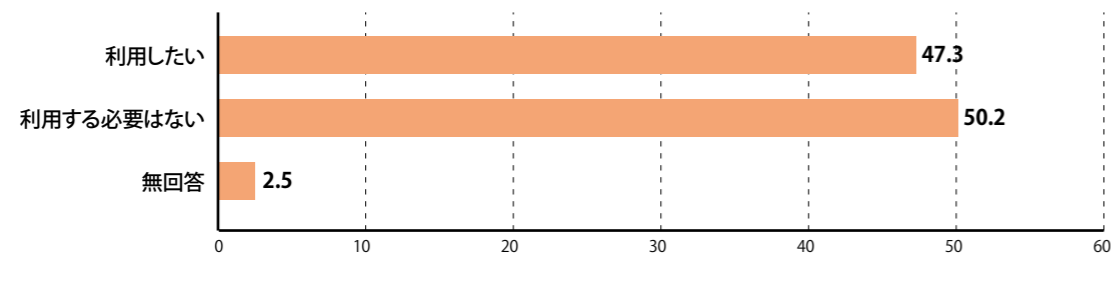
⑯ 母親の現在の就労状況別 育児休業の取得状況

(n=2,093)



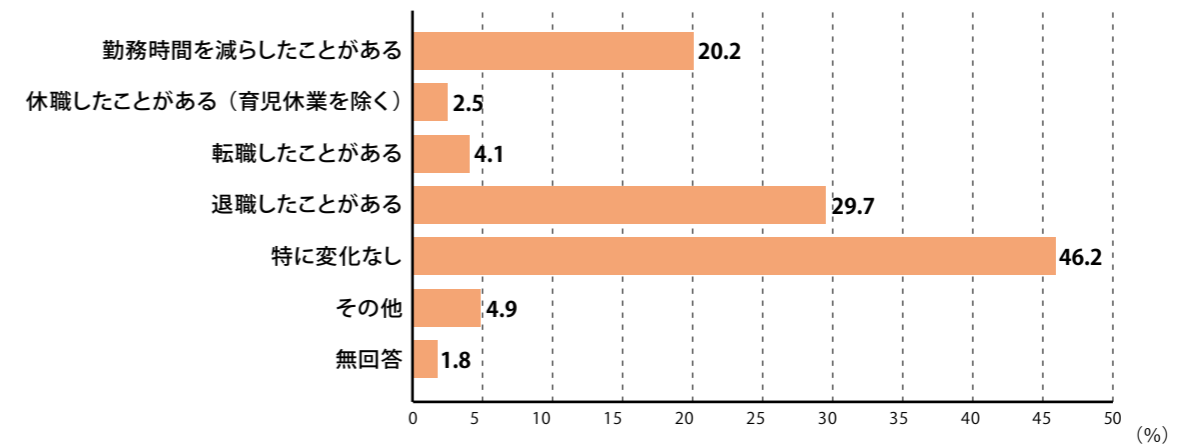
⑰ 一時預かりなどの利用希望

(n=2,289)



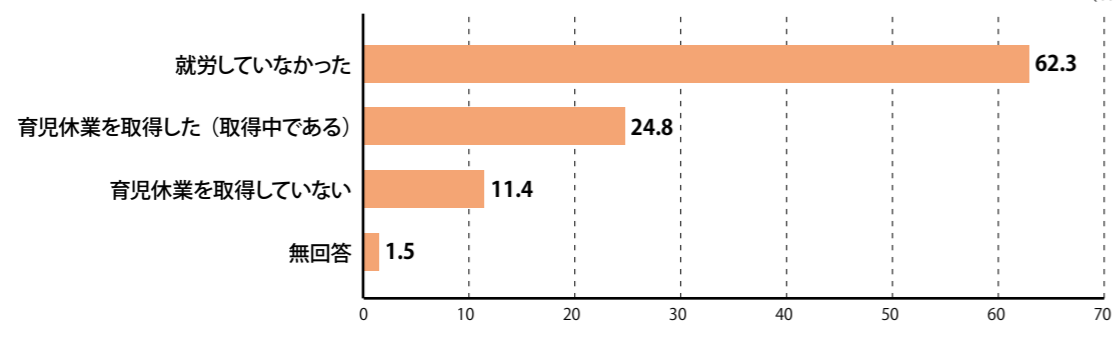
⑰ 育児のための退職や転職などの状況 (複数回答)

(n=2,289)



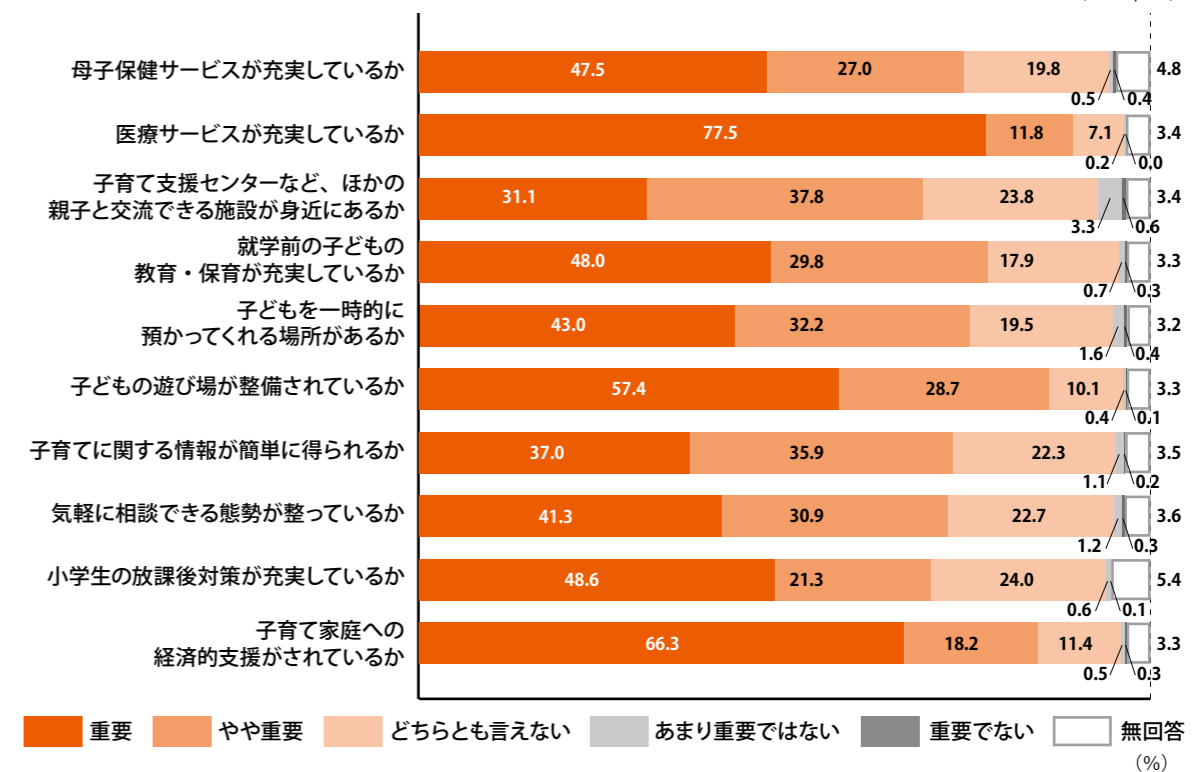
⑰ 母親の育児休業の取得状況

(n=2,289)

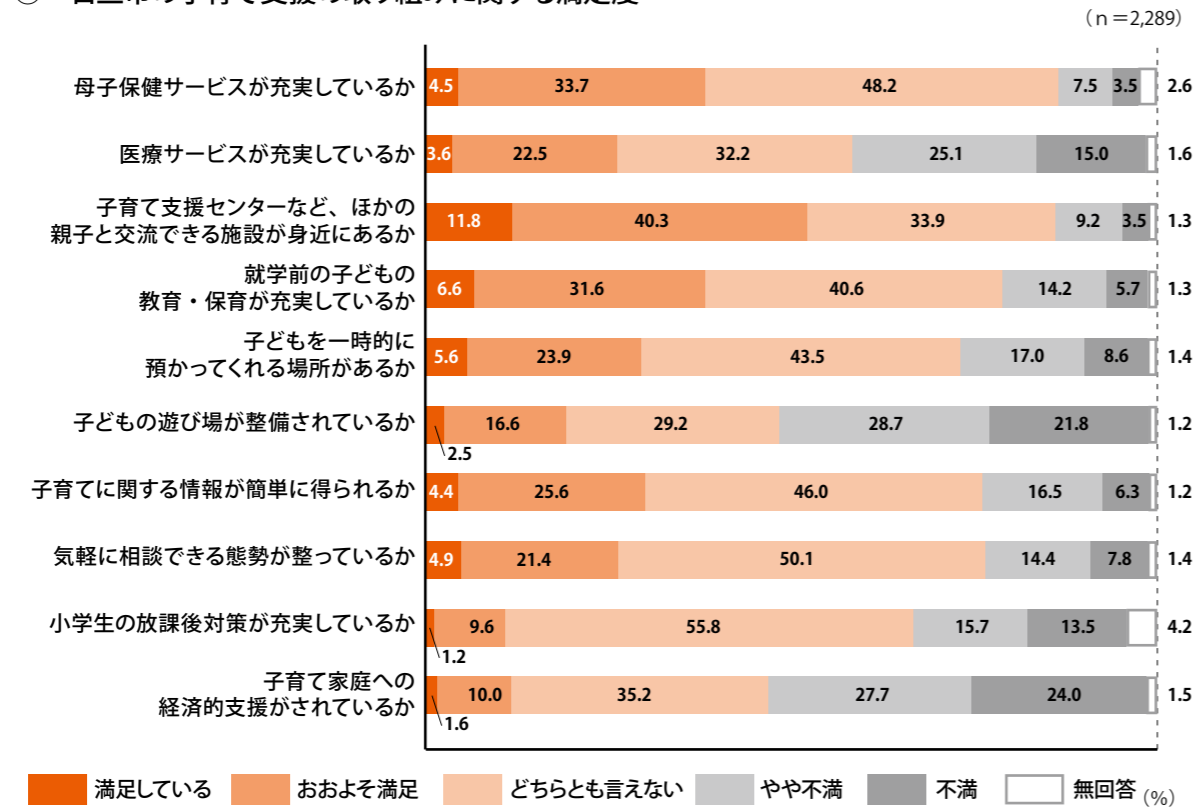


⑳ 日上市の子育て支援の取り組みに関する重要度

(n=2,289)

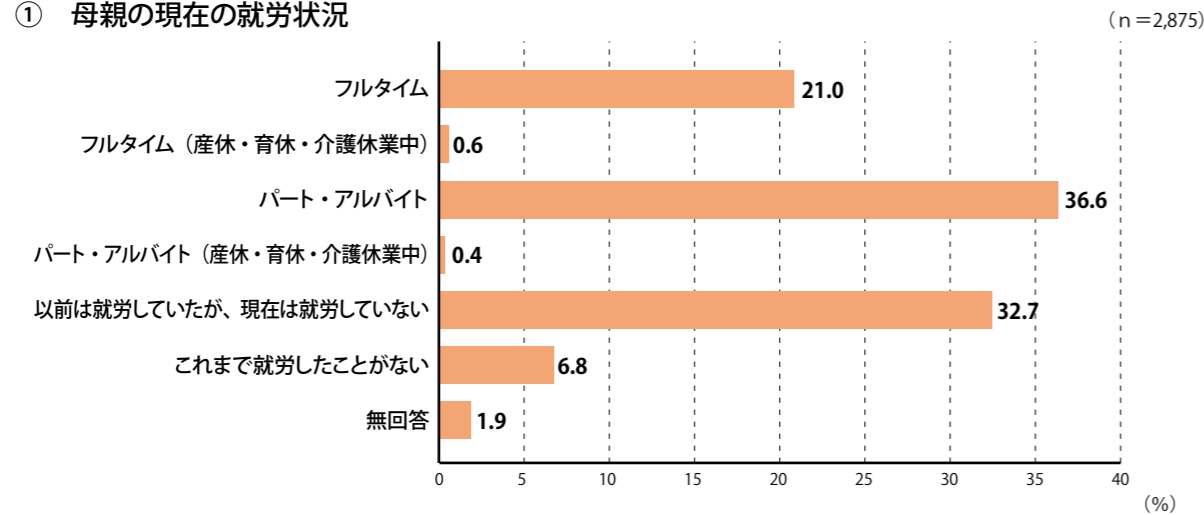


① 日立市の子育て支援の取り組みに関する満足度

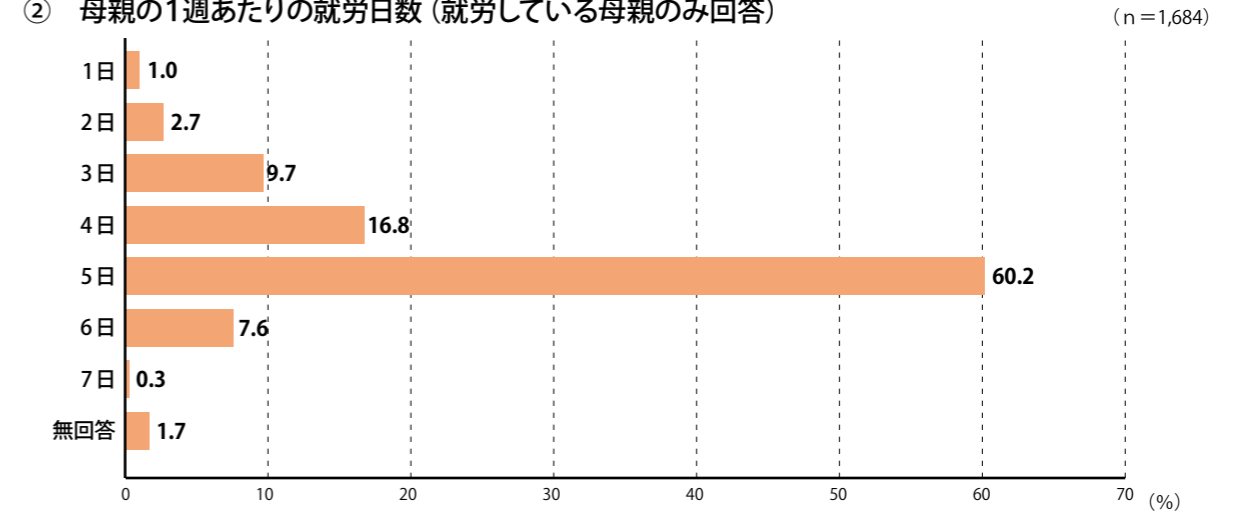


(2) 小学生調査結果の概要

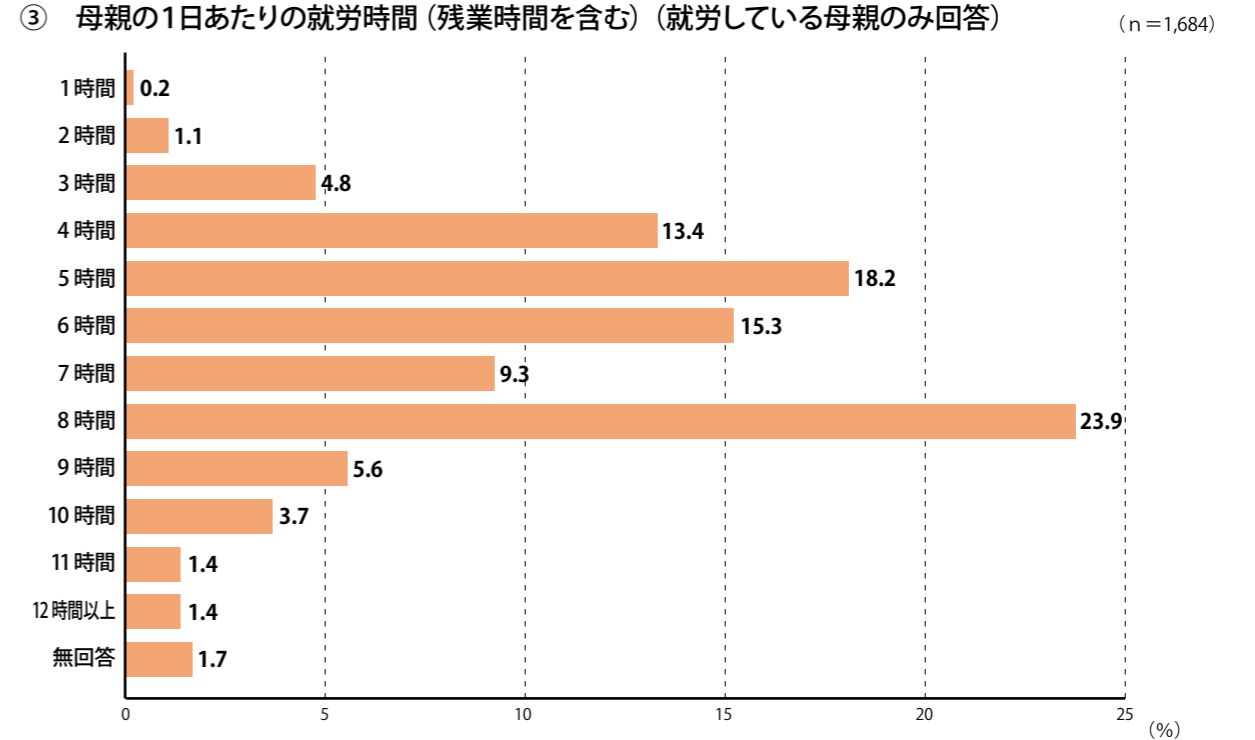
① 母親の現在の就労状況



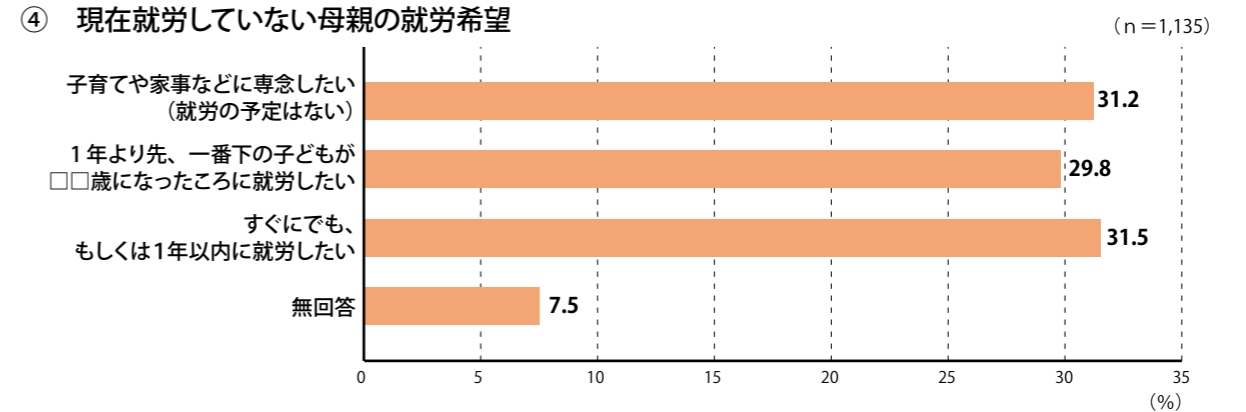
② 母親の1週あたりの就労日数 (就労している母親のみ回答)



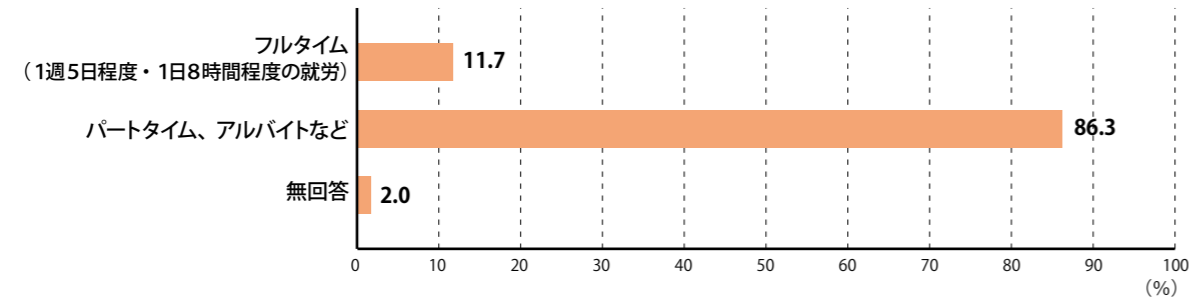
③ 母親の1日あたりの就労時間 (残業時間を含む) (就労している母親のみ回答)



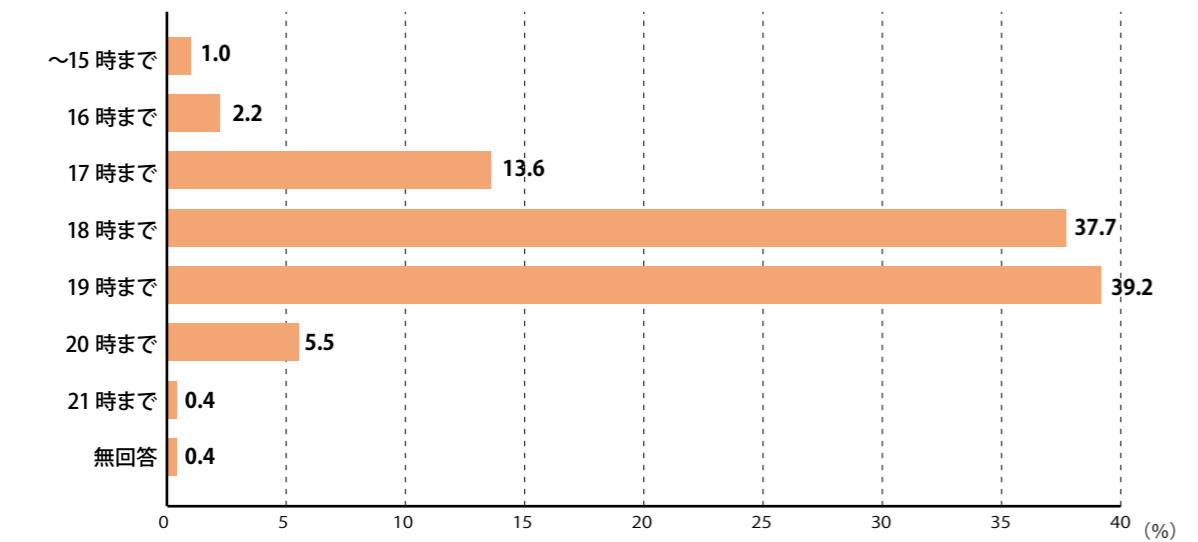
④ 現在就労していない母親の就労希望



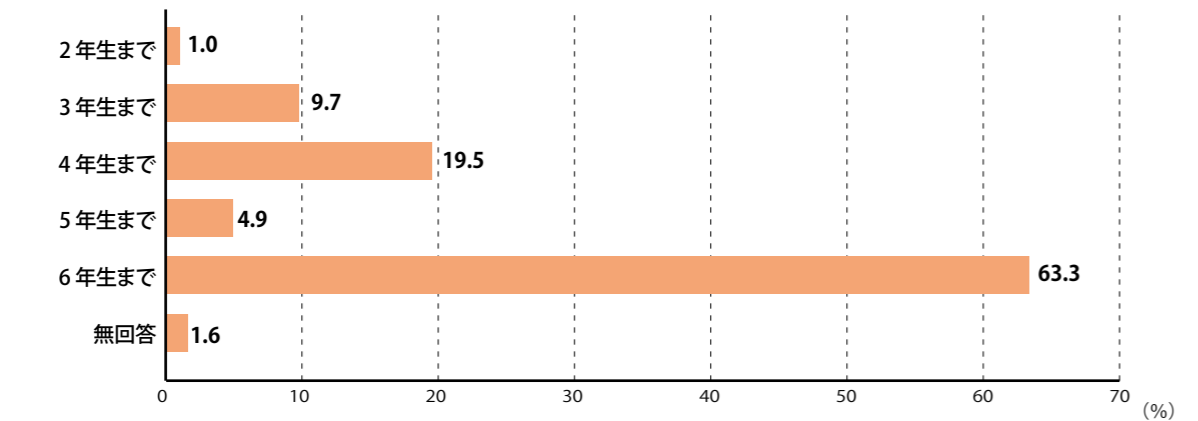
⑤ 現在就労していない母親が希望する就労形態
(④のうち、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」を選んだ方のみ回答) (n=358)



⑥ 放課後児童クラブの利用希望時間 (現在利用している保護者対象) (n=273)

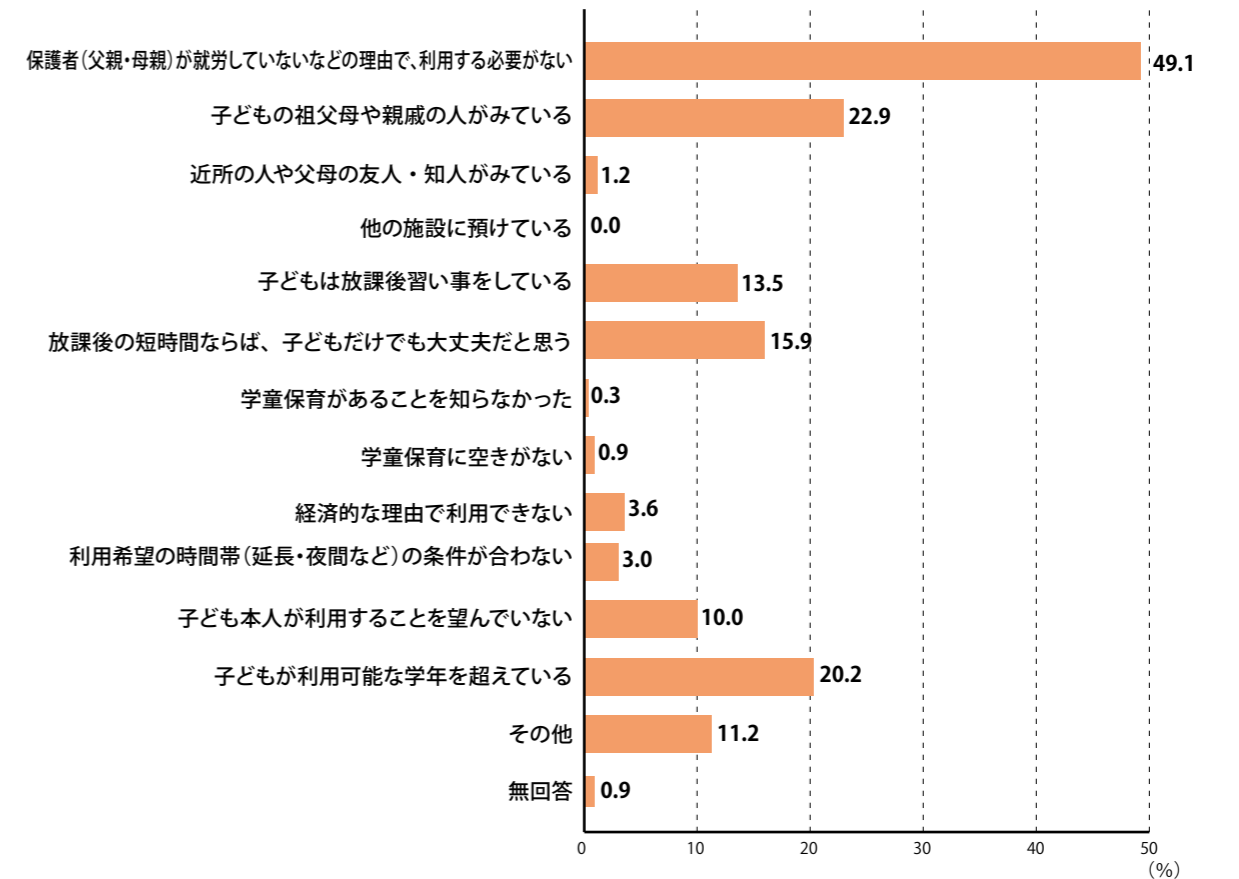


⑦ 放課後児童クラブの利用希望学年 (現在利用している保護者対象) (n=308)

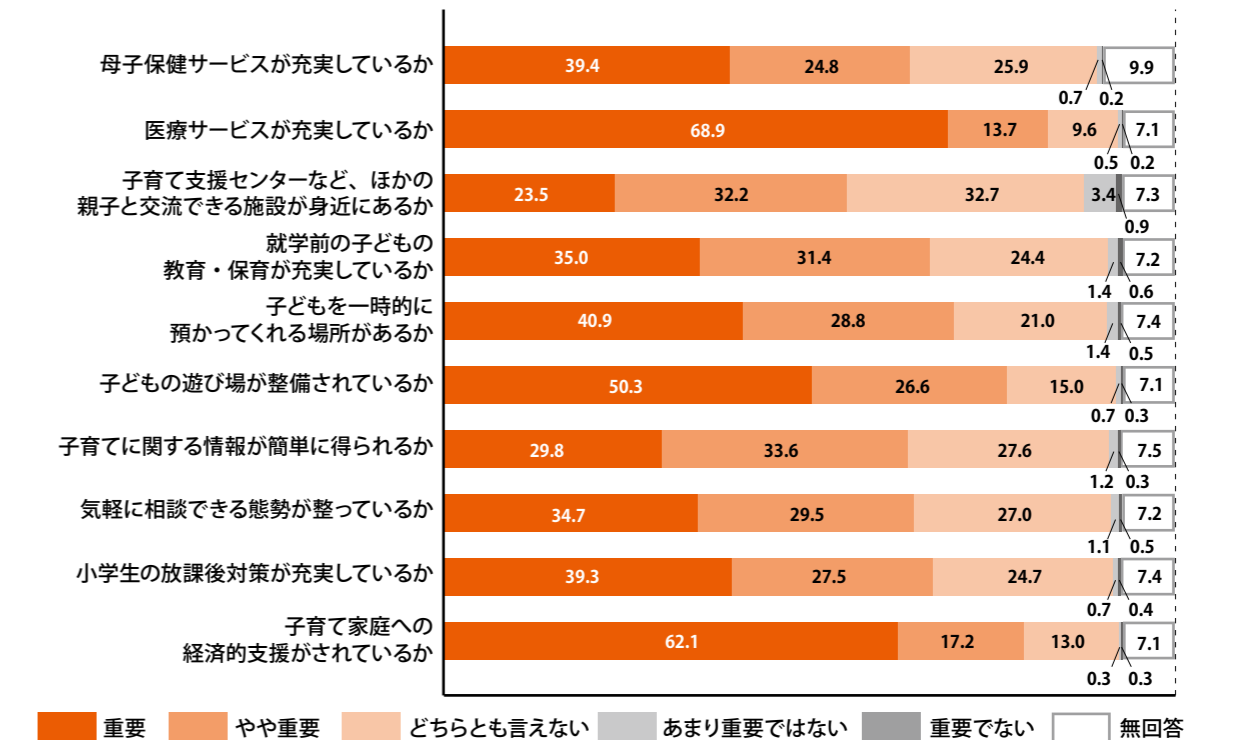


※放課後の過ごし方の現状と希望については、18ページをご覧ください。

⑧ 放課後児童クラブを利用していない理由 (複数回答) (n=2,532)



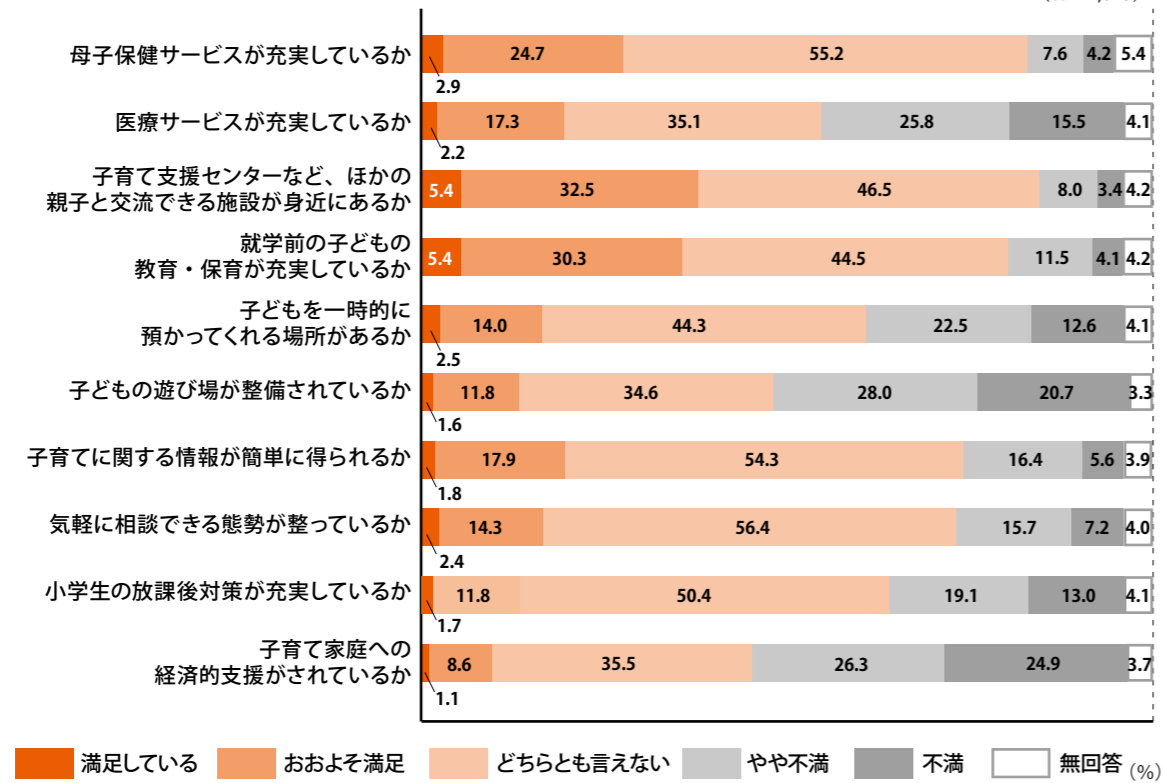
⑨ 日上市の子育て支援の取り組みに関する重要度 (n=2,875)



重要 やや重要 どちらとも言えない あまり重要ではない 重要でない 無回答

⑩ 日立市の子育て支援の取り組みに関する満足度

(n=2,875)



7 用語の説明

	用語	説明（この計画の中で使われている意味）	記載ページ
あ行	青色防犯パトロール車	青色回転灯を装備した車両。警察署に申請し、自主防犯活動が適正に行えると認められた団体は、車両に青色回転灯をつけて地域を巡回できる。	58・61
か行	コーホート変化率法	同じ年に生まれた人々の集団等について、過去における実績人口の動勢から変化率を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。	10・71
	コミュニティ	市内のおおむね小学校区を範囲に公益的な活動を行っている任意の組織。現在23のコミュニティがある。	24・38 58・59
さ行	指導主事	学校や教員に助言・指導をする役割を持つ、教育委員会の事務局等に置かれる専門職員。公立学校の教員を充てる。	34
た行	待機児童	保育園や児童クラブに入園希望を出しているにもかかわらず、入所できない状況にある子ども。	2・52 54・70
	男女共同参画	男女が、性別にかかわらず社会の対等な構成員として多様な活動に主体的に参画すること。	46
な行	ネグレクト	子どもの健康・安全への配慮を怠っていたり（病気なのに医者にみせない、学校に行かせない、車の中に放置）、食事、衣類、住居などが極端に不適切で、健康状態を損なうほどの無関心・怠慢など（食事を与えない、極端な不潔）	23
は行	発達障害	学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症等の症状が、通常低年齢で発現すること。対人関係をつくるのが苦手であり、その行動や態度は「自分勝手」や「変わった子」と誤解されることも少なくない。	22・23 32・33 34・36 39・54
	パブリックコメント	行政機関が政策等の決定に当たって、住民から意見を聞く手続き。	7
	ペアレントトレーニング	親が、自分の子どもの行動を観察して、子どもの心理や特性を理解し、適切な対応をするための知識や方法を学ぶこと。	34
ま行	未来パスポート	児童生徒が、自分のよさ（好きなこと、得意なこと、チャレンジしたこと、役に立てたこと等）や、将来への希望を記録するもの。小学校は6年間、中学校は3年間継続して利用する。	60・64
や行	療育	障害を持つ子どもの力を伸ばし、発達を促す医療及び教育。	33・34

6 パブリックコメント（計画素案に対する意見の募集）

広く市民からの意見を計画に反映させるため、計画素案を公開し、意見を募集した。

(1) 募集期間

平成26年12月～平成27年1月

(2) 計画案の公開方法

計画素案（概要版）を市窓口、各支所、各交流センター、各図書館等に設置するとともに、市ホームページに掲載。（計37か所）

(3) 応募方法

回収箱への投函、郵送、FAX 又は電子メール

(4) 募集結果

- ア 意見提出者数 20人
- イ 内容別意見件数 35件

(5) 意見への対応

子ども・子育て会議において対応方針について検討し、日立市ホームページで公表。

子ども・子育て支援法（平成24年8月22日法律第65号） — 抜粋 —

第一章 総則（第1条—第7条）

第二章 子ども・子育て支援給付（第8条—第30条）

第三章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（第31条—第58条）

第四章 地域子ども・子育て支援事業（第59条）

第五章 子ども・子育て支援事業計画（第60条—第64条）

第六章 費用等（第65条—第71条）

第七章 子ども・子育て会議等（第72条—第77条）

第八章 雑則（第78条—第82条）

第九章 罰則（第83条—第87条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行

われなければならない。

- 2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。
- 3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

（市町村等の責務）

第三条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

- 一 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。
 - 二 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。
 - 三 子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること。
- 2 都道府県は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講じなければならない。
 - 3 国は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業その他この法律に基づく業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村及び都道府県と相互に連携を図りながら、子ども・子育て支援の提供体制の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備

を行うことにより当該労働者の子育ての支援に努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる子ども・子育て支援に協力しなければならない。

(国民の責務)

第五条 国民は、子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる子ども・子育て支援に協力しなければならない。

(定義)

第六条 この法律において「子ども」とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

2 この法律において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。

第七条 この法律において「子ども・子育て支援」とは、全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援をいう。

2 この法律において「教育」とは、満三歳以上の小学校就学前子どもに対して義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第六条第一項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。

3 この法律において「保育」とは、児童福祉法第六条の三第七項に規定する保育をいう。

4 この法律において「教育・保育施設」とは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。）第二条第六項に規定する認定こども園（以下「認定こども園」という。）、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園（認定こども園法第三条第一項又は第三項の認定を受けたもの及び同条第九項の規定による公示がされたものを除く。以下「幼稚園」という。）及び児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所（認定こども園法第三条第一項の認定を受けたもの及び同条第九項の規定による公示がされたものを除く。以下「保育所」という。）をいう。

5 この法律において「地域型保育」とは、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型

保育及び事業所内保育をいい、「地域型保育事業」とは、地域型保育を行う事業をいう。

6 この法律において「家庭的保育」とは、児童福祉法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業として行われる保育をいう。

7 この法律において「小規模保育」とは、児童福祉法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業として行われる保育をいう。

8 この法律において「居宅訪問型保育」とは、児童福祉法第六条の三第十一項に規定する居宅訪問型保育事業として行われる保育をいう。

9 この法律において「事業所内保育」とは、児童福祉法第六条の三第十二項に規定する事業所内保育事業として行われる保育をいう。

第二章 子ども・子育て支援給付

第一節 通則

(子ども・子育て支援給付の種類)

第八条 子ども・子育て支援給付は、子どものための現金給付及び子どものための教育・保育給付とする。

第二節 子どものための現金給付

第九条 子どものための現金給付は、児童手当（児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）に規定する児童手当をいう。以下同じ。）の支給とする。

第十条 子どものための現金給付については、この法律に別段の定めがあるものを除き、児童手当法の定めるところによる。

第三節 子どものための教育・保育給付

第一款 通則

(子どものための教育・保育給付)

第十一条 子どものための教育・保育給付は、施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費の支給とする。

(不正利得の徴収)

第十二条 市町村は、偽りその他不正の手段により子どものための教育・保育給付を受けた者があるときは、その者から、その子どものための教育・保育給付の額に相当す

る金額の全部又は一部を徴収することができる。

- 2 市町村は、第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設又は第二十九条第一項に規定する特定地域型保育事業者が、偽りその他不正の行為により第二十七条第五項（第二十八条第四項において準用する場合を含む。）又は第二十九条第五項（第三十条第四項において準用する場合を含む。）の規定による支払を受けたときは、当該特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者から、その支払った額につき返還させるべき額を徴収するほか、その返還させるべき額に百分の四十を乗じて得た額を徴収することができる。
- 3 前二項の規定による徴収金は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の三第三項に規定する法律で定める歳入とする。

（報告等）

- 第十三条 市町村は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、小学校就学前子ども、小学校就学前子どもの保護者若しくは小学校就学前子どもの属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。
- 2 前項の規定による質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。
 - 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

- 第十四条 市町村は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、当該子どものための教育・保育給付に係る教育・保育（教育又は保育をいう。以下同じ。）を行う者若しくはこれを使用する者若しくはこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該教育・保育を行う施設若しくは事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 前条第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

（内閣総理大臣又は都道府県知事の教育・保育に関する調査等）

- 第十五条 内閣総理大臣又は都道府県知事は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、子どものための教育・保育給付に係る小学校就学前子ども若しくは小学校就学前子どもの保護者又はこれらの者であった者に対し、当該子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の内容に関し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。
- 2 内閣総理大臣又は都道府県知事は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、教育・保育を行った者若しくはこれを使用した者に対し、その行った教育・保育に関し、報告若しくは当該教育・保育の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させることができる。
 - 3 第十三条第二項の規定は前二項の規定による質問について、同条第三項の規定は前二項の規定による権限について準用する。

（資料の提供等）

- 第十六条 市町村は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、小学校就学前子ども、小学校就学前子どもの保護者又は小学校就学前子どもの扶養義務者（民法（明治二十九年法律第八十九号）に規定する扶養義務者をいう。附則第六条において同じ。）の資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは小学校就学前子どもの保護者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。

（受給権の保護）

- 第十七条 子どものための教育・保育給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

（租税その他の公課の禁止）

- 第十八条 租税その他の公課は、子どものための教育・保育給付として支給を受けた金品を標準として、課することができない。

第二款 支給認定等

(支給要件)

第十九条 子どものための教育・保育給付は、次に掲げる小学校就学前子どもの保護者に対し、その小学校就学前子どもの第二十七条第一項に規定する特定教育・保育、第二十八条第一項第二号に規定する特別利用保育、同項第三号に規定する特別利用教育、第二十九条第一項に規定する特定地域型保育又は第三十条第一項第四号に規定する特例保育の利用について行う。

- 一 満三歳以上の小学校就学前子ども（次号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。）
- 二 満三歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの
- 三 満三歳未満の小学校就学前子どもであって、前号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

2 内閣総理大臣は、前項第二号の内閣府令を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。

(市町村の認定等)

第二十条 前条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの保護者は、子どものための教育・保育給付を受けようとするときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、その小学校就学前子どもごとに、子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すること及びその該当する同項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定を申請し、その認定を受けなければならない。

- 2 前項の認定は、小学校就学前子どもの保護者の居住地の市町村が行うものとする。ただし、小学校就学前子どもの保護者が居住地を有しないとき、又は明らかでないときは、その小学校就学前子どもの保護者の所在地の市町村が行うものとする。
- 3 市町村は、第一項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る小学校就学前子どもが前条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当すると認めるときは、政令で定めるところにより、当該小学校就学前子どもに係る保育必要量（月を単位として内閣府令で定める期間において施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費を支給する保育の量をいう。以下同じ。）の認定を行うものとする。

4 市町村は、第一項及び前項の認定（以下「支給認定」という。）を行ったときは、その結果を当該支給認定に係る保護者（以下「支給認定保護者」という。）に通知しなければならない。この場合において、市町村は、内閣府令で定めるところにより、当該支給認定に係る小学校就学前子ども（以下「支給認定子ども」という。）の該当する前条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、保育必要量その他の内閣府令で定める事項を記載した認定証（以下「支給認定証」という。）を交付するものとする。

5 市町村は、第一項の規定による申請について、当該保護者が子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すると認められないときは、理由を付して、その旨を当該申請に係る保護者に通知するものとする。

6 第一項の規定による申請に対する処分は、当該申請のあった日から三十日以内になければならない。ただし、当該申請に係る保護者の労働又は疾病の状況の調査に日時を要することその他の特別な理由がある場合には、当該申請のあった日から三十日以内に、当該保護者に対し、当該申請に対する処分をするためになお要する期間（次項において「処理見込期間」という。）及びその理由を通知し、これを延期することができる。

7 第一項の規定による申請をした日から三十日以内に当該申請に対する処分がされないとき、若しくは前項ただし書の通知がないとき、又は処理見込期間が経過した日までに当該申請に対する処分がされないときは、当該申請に係る保護者は、市町村が当該申請を却下したものとみなすことができる。

(支給認定の有効期間)

第二十一条 支給認定は、内閣府令で定める期間（以下「支給認定の有効期間」という。）内に限り、その効力を有する。

(届出)

第二十二条 支給認定保護者は、支給認定の有効期間内において、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、その労働又は疾病の状況その他の内閣府令で定める事項を届け出、かつ、内閣府令で定める書類その他の物件を提出しなければならない。

(支給認定の変更)

第二十三条 支給認定保護者は、現に受けている支給認定に係る当該支給認定子どもの該当する第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、保育必要量その他の内閣府令で定める事項を変更する必要があるときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、支給認定の変更の認定を申請することができる。

2 市町村は、前項の規定による申請により、支給認定保護者につき、必要があると認めるときは、支給認定の変更の認定を行うことができる。この場合において、市町村は、当該変更の認定に係る支給認定保護者に対し、支給認定証の提出を求めるものとする。

3 第二十条第二項、第三項、第四項前段及び第五項から第七項までの規定は、前項の支給認定の変更の認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

4 市町村は、職権により、支給認定保護者につき、第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもが満三歳に達したときその他必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、支給認定の変更の認定を行うことができる。この場合において、市町村は、内閣府令で定めるところにより、当該変更の認定に係る支給認定保護者に対し、支給認定証の提出を求めるものとする。

5 第二十条第二項、第三項及び第四項前段の規定は、前項の支給認定の変更の認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

6 市町村は、第二項又は第四項の支給認定の変更の認定を行った場合には、内閣府令で定めるところにより、支給認定証に当該変更の認定に係る事項を記載し、これを返還するものとする。

(支給認定の取消し)

第二十四条 支給認定を行った市町村は、次に掲げる場合には、当該支給認定を取り消すことができる。

一 当該支給認定に係る満三歳未満の小学校就学前子どもが、支給認定の有効期間内に、第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当しなくなったとき。

二 当該支給認定保護者が、支給認定の有効期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき。

三 その他政令で定めるとき。

2 前項の規定により支給認定の取消しを行った市町村は、内閣府令で定めるところによ

り、当該取消しに係る支給認定保護者に対し支給認定証の返還を求めるものとする。

(都道府県による援助等)

第二十五条 都道府県は、市町村が行う第二十条、第二十三条及び前条の規定による業務に関し、その設置する福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所又は保健所による技術的事項についての協力その他市町村に対する必要な援助を行うことができる。

(内閣府令への委任)

第二十六条 この款に定めるもののほか、支給認定の申請その他の手続に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

第三款 施設型給付費及び地域型保育給付費等の支給

(施設型給付費の支給)

第二十七条 市町村は、支給認定子どもが、支給認定の有効期間内において、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設（以下「特定教育・保育施設」という。）から当該確認に係る教育・保育（地域型保育を除き、第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもにあつては認定こども園において受ける教育・保育（保育にあつては、同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して提供される教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間の範囲内において行われるものに限る。）又は幼稚園において受ける教育に限り、同項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもにあつては認定こども園において受ける教育・保育又は保育所において受ける保育に限り、同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもにあつては認定こども園又は保育所において受ける保育に限る。以下「特定教育・保育」という。）を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者に対し、当該特定教育・保育（保育にあつては、保育必要量の範囲内のものに限る。以下「支給認定教育・保育」という。）に要した費用について、施設型給付費を支給する。

2 特定教育・保育施設から支給認定教育・保育を受けようとする支給認定子どもに係

る支給認定保護者は、内閣府令で定めるところにより、特定教育・保育施設に支給認定証を提示して当該支給認定教育・保育を当該支給認定子どもに受けさせるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。

3 施設型給付費の額は、一月につき、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）とする。

一 第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、保育必要量、当該特定教育・保育施設の所在する地域等を勘案して算定される特定教育・保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該支給認定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に支給認定教育・保育に要した費用の額）

二 政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額

4 内閣総理大臣は、第一項の一日当たりの時間及び期間を定める内閣府令を定め、又は変更しようとするとき、及び前項第一号の基準を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第一項の一日当たりの時間及び期間を定める内閣府令については文部科学大臣に、前項第一号の基準については文部科学大臣及び厚生労働大臣に協議するとともに、第七十二条に規定する子ども子育て会議の意見を聴かなければならない。

5 支給認定子どもが特定教育・保育施設から支給認定教育・保育を受けたときは、市町村は、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者が当該特定教育・保育施設に支払うべき当該支給認定教育・保育に要した費用について、施設型給付費として当該支給認定保護者に支給すべき額の限度において、当該支給認定保護者に代わり、当該特定教育・保育施設に支払うことができる。

6 前項の規定による支払があったときは、支給認定保護者に対し施設型給付費の支給があったものとみなす。

7 市町村は、特定教育・保育施設から施設型給付費の請求があったときは、第三項第一号の内閣総理大臣が定める基準及び第三十四条第二項の市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準（特定教育・保育の取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査の上、支払うものとする。

8 前各項に定めるもののほか、施設型給付費の支給及び特定教育・保育施設の施設型給付費の請求に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

（省略）

第三章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者

第一節 特定教育・保育施設

（特定教育・保育施設の確認）

第三十一条 第二十七条第一項の確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者（国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。附則第七条において同じ。）を除き、法人に限る。以下同じ。）の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。

一 認定こども園 第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分

二 幼稚園 第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分

三 保育所 第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分

2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

3 市町村長は、第一項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。

（省略）

第四章 地域子ども・子育て支援事業

第五十九条 市町村は、内閣府令で定めるところにより、第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、地域子ども・子育て支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

一 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子

ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用できるよう、子ども及びその保護者の身近な場所において、地域の子ども・子育て支援に関する各般の問題につき、子ども又は子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の内閣府令で定める便宜の提供を総合的に行う事業

二 支給認定保護者であって、その支給認定子ども（第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。以下この号及び附則第六条において「保育認定子ども」という。）が、やむを得ない理由により利用日及び利用時間帯（当該支給認定保護者が特定教育・保育施設等又は特例保育を行う事業者と締結した特定保育（特定教育・保育（保育に限る。）、特定地域型保育又は特例保育をいう。以下この号において同じ。）の提供に関する契約において、当該保育認定子どもが当該特定教育・保育施設等又は特例保育を行う事業者による特定保育を受ける日及び時間帯として定められた日及び時間帯をいう。）以外の日及び時間において当該特定教育・保育施設等又は特例保育を行う事業者による保育（保育必要量の範囲内のものを除く。以下この号において「時間外保育」という。）を受けたものに対し、内閣府令で定めるところにより、当該支給認定保護者が支払うべき時間外保育の費用の全部又は一部の助成を行うことにより、必要な保育を確保する事業

三 支給認定保護者のうち、当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める基準に該当するもの（以下この号において「特定支給認定保護者」という。）に係る支給認定子どもが特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育又は特例保育（以下この号において「特定教育・保育等」という。）を受けた場合において、当該特定支給認定保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用その他これらに類する費用として市町村が定めるものの全部又は一部を助成する事業

四 特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

五 児童福祉法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業

六 児童福祉法第六条の三第三項に規定する子育て短期支援事業

七 児童福祉法第六条の三第四項に規定する乳児家庭全戸訪問事業

八 児童福祉法第六条の三第五項に規定する養育支援訪問事業その他同法第二十五条の二第一項に規定する要保護児童対策地域協議会その他の者による同条第二項に規定する要保護児童等に対する支援に資する事業

九 児童福祉法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事業

十 児童福祉法第六条の三第七項に規定する一時預かり事業

十一 児童福祉法第六条の三第十三項に規定する病児保育事業

十二 児童福祉法第六条の三第十四項に規定する子育て援助活動支援事業

十三 母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十三条第一項の規定に基づき妊婦に対して健康診査を実施する事業

第五章 子ども・子育て支援事業計画

（基本指針）

第六十条 内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子ども・子育て支援の意義並びに子ども・子育て支援給付に係る教育・保育を一体的に提供する体制その他の教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項

二 次条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村子ども・子育て支援事業計画及び第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する事項

三 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項

四 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て

支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣、厚生労働大臣その他の関係行政機関の長に協議するとともに、第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - 二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - 三 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
- 3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - 一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確

保に関する事項

- 二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
- 三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第一百七条に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第十七条第二項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画（次条第四項において「教育振興基本計画」という。）その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。
- 8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。
- 10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

(都道府県子ども・子育て支援事業支援計画)

第六十二条 都道府県は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 都道府県が当該都道府県内の市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

二 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

三 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項

四 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項

五 前号の施策の円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項

3 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する第三十一条第三項及び第三十二条第三項の規定による協議に係る調整その他市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項

二 教育・保育情報の公表に関する事項

三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

4 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画は、社会福祉法第百八条に規定する都道府県地域福祉支援計画、教育基本法第十七条第二項の規定により都道府県が定

める教育振興基本計画その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

5 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第四項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かななければならない。

6 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

(都道府県知事の助言等)

第六十三条 都道府県知事は、市町村に対し、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成上の技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

2 内閣総理大臣は、都道府県に対し、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成の手法その他都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成上重要な技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

(国の援助)

第六十四条 国は、市町村又は都道府県が、市町村子ども・子育て支援事業計画又は都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に定められた事業を実施しようとするときは、当該事業が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

第六章 費用等

(市町村の支弁)

第六十五条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

一 市町村が設置する特定教育・保育施設に係る施設型給付費及び特例施設型給付費の支給に要する費用

二 都道府県及び市町村以外の者が設置する特定教育・保育施設に係る施設型給付費及び特例施設型給付費並びに地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費の支給に要する費用

三 地域子ども・子育て支援事業に要する費用

(都道府県の支弁)

第六十六条 都道府県が設置する特定教育・保育施設に係る施設型給付費及び特例施設型給付費の支給に要する費用は、都道府県の支弁とする。

(都道府県の負担等)

第六十七条 都道府県は、政令で定めるところにより、第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第二号に掲げる費用のうち、国及び都道府県が負担すべきものとして政令で定めるところにより算定した額（次条第一項において「施設型給付費等負担対象額」という。）の四分の一を負担する。

2 都道府県は、政令で定めるところにより、市町村に対し、第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第三号に掲げる費用に充てるため、当該都道府県の予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

(市町村に対する交付金の交付等)

第六十八条 国は、政令で定めるところにより、第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第二号に掲げる費用のうち、施設型給付費等負担対象額の二分の一を負担する。

2 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第三号に掲げる費用に充てるため、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

(省略)

第七章 子ども・子育て会議等

(設置)

第七十二条 内閣府に、子ども・子育て会議（以下この章において「会議」という。）を置く。

(権限)

第七十三条 会議は、この法律又は他の法律によりその権限に属させられた事項を処理するほか、内閣総理大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。

2 会議は、前項に規定する重要事項に関し内閣総理大臣その他の関係各大臣に意見を述べることができる。

3 会議は、この法律に基づく施策の実施状況を調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣その他の関係各大臣に意見を述べることができる。

(会議の組織及び運営)

第七十四条 会議は、委員二十五人以内で組織する。

2 会議の委員は、子どもの保護者、都道府県知事、市町村長、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者及び子ども・子育て支援に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

(資料提出の要求等)

第七十五条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第七十六条 第七十二条から前条までに定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(市町村等における合議制の機関)

第七十七条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。

- 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。
 - 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
 - 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- 2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。
 - 3 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。
 - 4 都道府県は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。
 - 一 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、第六十二条第五項に規定する事項を処理すること。
 - 二 当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
 - 5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定により都道府県に合議制の機関が置かれた場合に準用する。

(省略)

()内の数字は第4章の記載ページです。

分野	妊娠・出産期	乳幼児期 0歳から5歳まで	小学校期 6歳から11歳まで	中学校期 12歳から14歳まで	高校～青年期		
					15歳から17歳まで	19歳まで	20歳以上
保健	妊婦健康診査 (29)	乳児家庭全戸訪問 (こんにちは赤ちゃん訪問) (30)	いのちの教育 (62)		ライフプラン教育 (62)		
	マタニティスクール等 (29)	離乳食教室 (30)	歯と口の健康教育 (63)				
	不妊・不育症治療費助成 (29)	乳児健康診査 (30)	がん教育・生活習慣病予防教育 (63)				
		幼児健康診査(1歳6か月児、2歳児、3歳児) (30)					
相談・支援		予防接種 (30)					
	妊産婦相談支援 (29)	育児相談 (30)	教育相談 (40,60)				
	利用者支援事業 (39)						
	家庭児童相談、養育支援訪問事業 (37・39・51)						
	ひたち健康ダイヤル24 (40)						
	ひたちコドモでんわ・青少年悩みごと相談 (40)						
	ファミリー・サポート・センター事業 (41)						
		子育て短期支援事業					
		母子療育ホーム (34)					
		こども発達相談センター (34・40)					
		のびっこらぶ・のびのび相談 (33)					
		さくらんぼ学級 (34)					
	一時預かり事業 (41・45)						
	家庭教育サポーター (40)						
交流 放課後等活動		すくすくセンター、地域子育て支援拠点事業 (39・41)	スポーツ少年団、文化少年団、職業探検少年団 (59)				出会い・結婚支援 (64)
		子育て広場 (41)	子ども会、地域わんぱく隊 (59)				
		おもちゃライブラリー (42)	ひたち大好きパスポート (59)				
		ブックスタート (41)					
		幼稚園・保育園・認定こども園の公開保育 (41)					
		図書館のおはなし会 (41)					
		総合型地域スポーツクラブ (59)					
教育・保育		時間外保育事業 (44)	放課後児童クラブ (45)				
		病児保育事業 (44)	放課後子供教室				
			適応指導教室(教育支援センター)「ちゃれんじくらぶ」 (60)				
経済的支援		医療福祉費支給(小児マル福) (50)			日立市奨学金 (50・51)		
	医療福祉費支給(妊産婦マル福) (50)	児童手当 (50)					
		保護者負担軽減 (50)					
		実費徴収に係る補足給付を行う事業 (50・51)	就学援助制度 (50・51)				
		医療福祉費支給(母子・父子家庭マル福)、児童扶養手当 (48・50)					
		障害児福祉手当、特別児童扶養手当 (50)					
		医療福祉費支給(障害者マル福)、日立市特別福祉手当 (50)					

※事業によっては、利用できる年齢が限定されているものがあります。

日立市子ども・子育て支援計画

ひたち子どもプラン 2015

平成27年3月発行

発行／日立市

編集／日立市 保健福祉部 子ども局 子ども・子育て新制度担当

〒317-8601 茨城県日立市助川町1-1-1

電話 0294-22-3111 (代表)

I P 電話 050-5528-5000 (代表)

日立市ホームページ <http://www.city.hitachi.lg.jp/>

印刷／株式会社ぎょうせい



いいね! がいっぱい

日立市

平成27年 3月